

## 葛巻町中小企業振興資金利子補給規則

平成27年3月17日規則第2号

### (目的)

第1条 この規則は、町が町内商工業者に対して行う葛巻町中小企業振興資金の融通を円滑にするため、当該資金に係る利子補給を行うことにより、中小企業の振興に資することを目的とする。

### (利子補給の対象資金)

第2条 利子補給の対象資金は、葛巻町中小企業振興資金として融資を受けた資金とする。  
ただし、債務者が債務の履行を遅延した場合の延滞額を除く。

### (利子補給率)

第3条 利子補給率は、年1.5パーセント以内とする。

### (利子補給契約)

第4条 利子補給は、町長が融資機関との間に締結する契約によって行うものとする。

### (利子補給の額)

第5条 前条の規定による契約に基づいて町が補給する利子補給の額は、毎年4月1日から3月31日までの期間における当該資金について、第2条に規定する融資金の額及び第3条の規定による利子補給率に基づいて計算した額とする。

### (利子補給の請求)

第6条 融資機関は、利子補給の請求をするときは、葛巻町中小企業振興資金利子補給金請求書(様式第1号)に9月末日及び3月末日までのそれぞれ該当する葛巻町中小企業振興資金利子補給金計算書(様式第2号)を付して町長に請求するものとする。

### (利子補給金の支払)

第7条 町長は、請求書を受理したときは、利子補給金の計算を確認のうえ利子補給金を融資機関に支払うものとする。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

葛巻町長 様

融資機関名 印

葛巻町中小企業振興資金利子補給金請求書

葛巻町中小企業振興資金利子補給規則第6条の規定に基づき、 年 月 日から  
年 月 日までにかかる利子補給金を関係書類を添えて次のとおり請求いたします。

金 円

葛巻町中小企業振興資金利子補給金計算書

融資機関名

自 年 月 日  
至 年 月 日

債 務 者		期首残高	期中貸付額	期末残高	約定 利率	期中利子	利 子 補給率	利子補給金	摘 要
住 所	氏 名								
		円	円	円	R %	A 円	r %	A × r / R 円	

備考

- 1 利子補給金は4月から9月まで及び10月から3月までの2期に分けて計算し、請求するものとする。
- 2 期首とは4月及び10月の初めとし、期末とは9月及び3月の月末とする。
- 3 延滞利子については、期間中利子に含めないものとする。
- 4 利子補給金は、1円未満切捨てとする。
- 5 各債務者ごとの計算書を添付するものとする。